

宮城県公報

宮 城 県
(総務部 情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

条 例

目 次

| | | |
|---|----------------|----|
| ○ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課) | 一 |
| ○ 職員定数条例の一部を改正する条例 | (同) | 二 |
| ○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 二 |
| ○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 | (行政管理室) | 二 |
| ○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (職員厚生課) | 三 |
| ○ 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | (職員厚生課等) | 三 |
| ○ 非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例 | (職員厚生課) | 三 |
| ○ 公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第 四項に規定する条例で定める額を定める条例 | (私学・公益法人課) | 四 |
| ○ 手数料条例の一部を改正する条例(二件) | (財政課) | 四 |
| ○ 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例 | (財政課等) | 七 |
| ○ 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例 | (警察本部総務課) | 七 |
| ○ 宮城県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例 | (市町村課) | 八 |
| ○ 県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例 | (管財課) | 八 |
| ○ 統計調査条例の一部を改正する条例 | (統計課) | 八 |
| ○ 環境影響評価条例の一部を改正する条例 | (環境対策課) | 九 |
| ○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | (食と暮らしの安全推進課) | 九 |
| ○ 食品衛生取締条例等の一部を改正する条例 | (食と暮らしの安全推進課等) | 九 |
| ○ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 | (食と暮らしの安全推進課) | 一〇 |

ページ

条 例

| | | |
|---|------------|----|
| ○ 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 | (同) | 一〇 |
| ○ 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一 |
| ○ 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 | (循環型社会推進課) | 一一 |
| ○ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 | (社会福祉課) | 一一 |
| ○ 地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第十九 条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例 | (医療政策課) | 一三 |
| ○ 地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条 の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例 | (同) | 一三 |
| ○ 看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例 | (医療人材対策室) | 一三 |
| ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (長寿社会政策課) | 一三 |
| ○ 子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | (子育て社会推進室) | 一四 |
| ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律施行条例の一部を改正する条例 | (同) | 一四 |
| ○ 障害者支援施設等条例の一部を改正する条例 | (障害福祉課) | 一四 |
| ○ 自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 | (精神保健推進室) | 一四 |
| ○ 毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例 | (業務課) | 一五 |
| ○ 職業能力開発校条例の一部を改正する条例 | (産業人材対策課) | 一五 |
| ○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | (雇用対策課) | 一五 |
| ○ 農業大学校条例の一部を改正する条例 | (農業振興課) | 一五 |
| ○ 家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例 | (畜産課) | 一六 |
| ○ 道路占用料等条例の一部を改正する条例 | (道路課) | 一六 |
| ○ 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (同) | 一八 |
| ○ 土地地区画整理事業特別会計条例及び仙塩広域都市計画事業仙台港背後 土地地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例 | (都市計画課等) | 一九 |

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十四日

○宮城県条例第一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の第二項に規定する会計年度任用職員の仕事の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「四九六人」を「五四六人」に改め、同項第十号中「二三、七〇九人」を「二三、六八一一人」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の仕事の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

職員の仕事の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

六 前号に準ずるものとして人事委員会規則で定める作業

第十一条第二項第二号中「鼻疽」の下に「、豚熱」を加え、同条第三項中「口蹄疫」の下に「、豚

熱」を加える。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三條の第二項の規定に基づき、知事若しくは県の委員会の委員若しくは委員又は県の職員(法第二百四十三條の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(次条において「知事等の損害賠償責任」という。)の一部の免責について定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等の損害賠償責任については、当該知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を免除するものとする。

一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七

十三條第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員

又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 二

二 県の職員(地方警務官並びにロ及びハに掲げる県の職員を除く。) 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三條第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三條第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

一

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「附則別表第二」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項に」を「第三百三十七条第六項に」に、「第九十九条において準用する同法第八十五条第六項」を「第五百五十一条において準用する同法第三百三十七条第六項」に、「第三百三十二条において準用する同法第八十五条第六項」を「第七百七十三条において準用する同法第三百三十七条第六項」に改める。

(手数料条例の一部改正)

第二条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表七十四の項及び七十五の項を削り、同表七十三の項中「第三十六条第一項(同条第四項)を「第八十八条第一項(同条第五項)に改め、同項を同表七十五の項とし、同表七十二の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項を同表七十四の項とし、同表七十一の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項を同表七十三の項とし、同表七十の項中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項を同表七十二の項とし、同表六十九の項中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権(同法第六十条第二項に規定する共同漁業権を除く。）」に改め、同項を同表七十一の項とし、同表六十八の項中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権」を「漁業」に改め、同項を同表七十の項とし、同表六十七の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------|-------|
| 六十八 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十七条第一項の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可を申請する者 | 申請するとき | 二千九百円 |
| 六十九 漁業法第五十七条第一項の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の変更の許可を申請する者 | 申請するとき | 二千四百円 |

附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

非常勤職員公務災害補償等条例(昭和四十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤職員公務災害補償等条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中百十五の項を削り、百十六の項を百十五の項とし、同項の次に次のように加える。

る。

| | | |
|---|-----------|------|
| 百十六 採石法第三十二条の十三第一項の規定に基づく採石業務管理者試験を受けようとする者 | 受験を申請するとき | 八千百円 |
| 百十六の二 採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八條の十三の規定に基づく採石業務管理者試験合格証の再交付を申請する者 | 申請するとき | 六百円 |

第二条第一項の表百三十六の項2中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表二百二十四の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|--------|-----|
| 二百二十四の二 砂利採取業者の登録等に關する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第十四條の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証の再交付を申請する者 | 申請するとき | 六百円 |
|---|--------|-----|

第二条第一項の表に次のように加える。

| | | |
|---|--------|-----|
| 三百十 次に掲げる道路(県が管理するものに限る)の幅員の証明を申請する者 イ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第四号の規定に基づく臨港交通施設としての道路 ロ 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第三条第二号の規定に基づく一般国道及び同条第三号の規定に基づく県道 | 申請するとき | 四百円 |
|---|--------|-----|

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百九十五の項3口中「合計額」の下に「(当該建築物の共用部分(住宅の用途

同項4ニ(1)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項4ニ(2)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同表三百六の項1中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項1イ中「第一条第一項第二号イ(1)」を「第一条第一項第二号イ(1)(i)」に改め、同項1ロ中「第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同項1中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する事項に適合することを証明する方法により作成された書類 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 二百平方メートル以内のもの 一万六千四百円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、四千四百円)

(2) 二百平方メートルを超え、二百七十七平方メートル(認定基準適合証明書類を提出する場合は、四千四百円)以下までのもの 一万七千七百円

第二条第一項の表三百六の項2イ中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項2イ(1)中「第一条第一項第二号イ(1)」を「第一条第一項第二号イ(1)(i)」に改め、同項2イ(2)中「第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同項2イ(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する事項に適合することを証明する方法により作成された書類 次に掲げる住戸の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 二百平方メートル以内のもの 一万六千四百円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、四千四百円)

(ロ) 二百平方メートルを超え、二百七十七平方メートル(認定基準適合証明書類を提出する場合は、四千四百円)以下までのもの 一万七千七百円

第二条第一項の表三百六の項3中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項3イ中「第一条第一項第二号イ(1)」を「第一条第一項第二号イ(1)(ii)」に改め、同項3イ(1)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項3イ(2)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項3イ(3)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項3ロ中「第一条第一項第二号イ(4)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項3ロ中「第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、「住戸の総数」を「住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)」に改め、同項3ロ(1)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項3ロ(2)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項3ロ(3)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項3ロ(4)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項3中ロをハとし、イの次に次のように加える。

項第二号イ(1)を「第一条第一項第二号イ(1)(ii)」に、「住戸の総数」を「住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)」に改め、同項3イ(1)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項3イ(2)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項3イ(3)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項3イ(4)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項3ロ中「第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、「住戸の総数」を「住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)」に改め、同項3ロ(1)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項3ロ(2)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項3ロ(3)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項3ロ(4)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項3中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 基準省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する事項に適合することを証明する方法により作成された書類 次に掲げる住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 三百平方メートル以内のもの 三万三千元(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、八千八百円)

(2) 三百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 五万三千八百円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、一万九千円)

(3) 五千平方メートルを超え、九万七千五百円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、四万二千四百円)以下までのもの 十四万七千円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、七万六千円)

(4) 九万七千五百円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、四万二千四百円)を超え、十四万七千円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、七万六千円)以下までのもの 十七万七千円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあつては、九万六千円)

第二条第一項の表三百六の項4イ中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項4イ(1)中「第一条第一項第二号イ(1)」を「第一条第一項第二号イ(1)(i)」に、「住戸の総数」を「住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)」に改め、同項4イ(1)(i)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項4イ(1)(ii)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項4イ(1)(iii)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項4イ(2)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項4イ(2)中「第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に、「住戸の総数」を「住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。)」に改め、同項4イ(2)(i)中「五戸以内」を「三百平方メートル以内」に改め、同項4イ(2)(ii)中「六戸以上十五戸以内」を「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内」に改め、同項4イ(2)(iii)中「十六戸以上四十五戸以内」を「二千平方メートルを超え五千平方メートル以内」に改め、同項4イ(2)(iv)中「四十六戸以上の」を「五千平方メートルを超える」に改め、同項4イ(2)(v)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 基準省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する事項に適合することを証明する方法により作成された書類(当該住宅部分の床面積(当該住宅部分の共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共用部分の床面積を除く。))の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該区分の床面積をそれぞれ次に定める基準適合証明書類を提出する場合にあつては、
 (イ) 三百平方メートル以内のもの 三万円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、八千八百円)
 (ロ) 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 五万円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、一万九千円)
 (ハ) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 九万七千五百円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、四万二千四百円)
 (ニ) 五千平方メートルを超えるもの 十四万七千円(認定基準適合証明書類を提出する場合は、七万六千円)

附則
この条例は、公布の日から施行する。

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
 令和二年三月二十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(手数料条例の一部改正)

第一条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項の表七十九の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表八十の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(みやぎ食の安全安心推進条例の一部改正)

第三条 みやぎ食の安全安心推進条例(平成十六年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日の日ずれか遅い日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

を提出する場合にあつては、七万六千円)

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表十七の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|--------|-------|
| 七十七 身体を拘束したこと、遺失した旨の届出があったこと又は犯罪経歴を証する書面の交付を申請する者 | 申請するとき | 四百五十円 |
|---|--------|-------|

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

宮城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

宮城県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例

県庁舎等整備基金条例（昭和五十四年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「県庁舎その他の公用又は公共の用に供する施設について県が整備するために」を「県が行う公用又は公共の用に供する施設（設備を含む。）及び当該施設で使用する備品の整備、修繕等に」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

統計調査条例の一部を改正する条例

統計調査条例（平成四年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「法人等」という。）」を削る。

第四条の見出し中「申告」を「報告」に改め、同条第一項中「法人等」を「法人その他の団体」に、「申告を命ずる」を「報告を求める」に改め、同条第二項中「申告を命ぜられた者」を「報告を求められた個人又は法人その他の団体」に、「の申告」を「の報告」に改め、同条第三項中「申告を命ぜられた者」を「報告を求められた個人」に、「本人」を「本人」に、「申告をする」を「報告をする」に改める。

第六条の見出し中「実地調査」を「立入検査」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は県基幹統計調査に関する事務に従事する者に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする県基幹統計調査に関する事務に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第六条第三項中「実地調査の」を削る。

第七条中「申告」を「報告」に、「法人等」を「法人その他の団体」に改める。

第八条中「特に必要がないと認めるときは、これを」を「特別の事情があるときは、その全部又は一部を」に改める。

第九条第二号中「統計」を「統計調査その他の統計」に改める。

第十条中「国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成」を「次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為」に、「これら」を「これら」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定める

ものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

第十二条第一項中「法人等」を「法人その他の団体」に改め、同条第二項中「その者」を「同条の規定により調査票情報の提供を受けた者」に改める。

第十三条第一項第一号中「申告」を「報告」に、「法人等」を「法人その他の団体」に改め、同項第二号中「法人等」を「法人その他の団体」に改める。

第十五条第一号中「申告を命ぜられた者の申告」を「報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告」に改める。

第十六条第一号中「申告」を「報告」に、「者」を「個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役員又は構成員として当該行為をした者）」に改め、同条第二号中「報告若しくは」を削り、「資料の提出をし、」を「資料を提出し、又は」に、「調査」を「検査」に、「又は」を「若しくは」に、「陳述」を「答弁」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。以下「政令」という。」を削る。
第三条を削る。

第四条中「別表第四」を「別表第二」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「別表第五」を「別表第三」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第二項及び第三項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「別表第五」を「別表第三」に改める。
別表第二及び別表第三を削る。

別表第四中「第四条」を「第三条」に改め、同表第一号イ(4)中「作業場」を「食品又は添加物（以下「食品等」という。）の製造、加工、調理、処理、保管又は販売のための設備を含む場所（以下「作業場」という。）」に改め、同表を別表第二とする。

別表第五中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第三とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正前の食品衛生法施行条例第三条、別表第二及び別表第三の規定は、令和三年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

一 食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）附則第五項

二 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）附則第二項

三 旅館業法施行条例（昭和三十二年宮城県条例第八号）附則第二項

四 化製場等に関する法律施行条例（昭和三十九年宮城県条例第十五号）附則第二項

五 興行場法施行条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）附則第三項

六 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）附則第三項

七 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）附則第二項

八 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）附則第二項

九 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）附則第三項

十 温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）附則第三項

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）附則第二項

十二 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）附則第三項

十三 覚せい剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）附則第三項

十四 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）附則第二項

十五 建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）附則第四項

十六 公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）附則第五項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「塩素系薬剤」の下に「（残留塩素による消毒効果を有するものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第十三号中「、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を」を削り、同項第十四号中「一月に一回以上（連日使用型循環浴槽等にあつては、一週間に一回以上）」を「必要に応じて」に改め、同項第二十一号中「点検表を」の下に「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改める。

第三条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「及び専用水道」を「、専用水道及び簡易専用水道」に改め、同号を同条第二号とする。

第五条中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改め、同項第四号イ中「、各脱衣室ごとに、六・六平方メートル以上とし」を削り、同項第五号ロ中「、各浴室ごとに、六・六平方メートル以上とし」及び「等」を削り、同号へ中「、各浴室ごとに、一・六平方メートル以上とし」、「等」及びただし書を削り、同号リ中「深さ〇・六メートル以上とし、かつ、洗い場に面した浴槽内全部に適当な高さに幅〇・二メートル以上の」を「必要に応じて手すり及び内側に」に改め、「設ける」の下に「等、高齢者、小児等に配慮したものである」を加え、ただし書を削り、同項第八号中「照度は、床面において七十五ルクス以上」を「照明設備は、入浴者の安全衛生上又は業務上、必要な照度を確保できるもの」に改め、同項第十二号ホ中「一・六平方メートル以上」を「入浴者数に応じて十分な広さ」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改め、同項第六号中「点検表を」の下に「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により、」を加え、同項第八号中「塩素系薬剤」の下に「（残留塩素による消毒効果を有するものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第十二号中「、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を」を削り、同項第十三号中「一月に一回以上（連日使用型循環浴槽等にあつては、一週間に一回以上）」を「必要に応じて」に改める。

第七条第二項第一号ハ及び第二号ハ中「、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第十六条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十七条の三第一項」に、「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

5 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第一項第五号の手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第十七条に一項を加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項中「帳簿」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。」を加える。

第十一条第一項中「浄化槽管理士」の下に「当該浄化槽保守点検業者の営業所に置かれた浄化槽管理士をいう。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、第二条第二項の有効期間内に一回以上、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、法第二条第三項第八号に掲げる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供すること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

ニ 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第一項第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

（基本方針）

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第六条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が五人以上十人以下のものに限る。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

(暴力団員等の排除)

第七条 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第十条において同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第四号イ又はロに掲げる者であってはならない。

(設備の基準)

第八条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所には、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、共用室、相談室、食堂その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(サービス提供の方針)

第九条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第十条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第十三条 第八条第二項から第四項までの規定は、サテライト型住居ことに適用する。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

○宮城県条例第二十五号

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。第十一條第一項第一号イ中「県内」を「県の区域（仙台市の区域を除く。）内」に改める。

附則

（施行期日）
1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の看護学生修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年度以後に新条例第二条第二項に規定する看護学生となる者について適用し、同年度前に改正前の看護学生修学資金貸付条例第二条第二項に規定する看護学生となった者については、なお従前の例による。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号） 附則第二十九項及び第三十項

二 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号） 附則第二十五項及び第二十六項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六号）の一部を次のように改正する。 附則第二項中「平成三十二年六月三十日」を「令和六年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号ハ中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第三十二条第八号ロからチまで」を「第三十二条第八号」に改める。 別表第二十一号イの表第三十二条第八号イの項を次のように改める。

| | | |
|-----------|--|---|
| 第三十二条第八号イ | 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物） | 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物 |
|-----------|--|---|

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

障害者支援施設等条例の一部を改正する条例

障害者支援施設等条例（平成十八年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項の表障害福祉サービス事業を行う施設かつ障害者支援施設の項中「宮城県船形コロニー」を「宮城県船形の郷」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第七号」を「第五号」に改め、同項第一号中「（次号に掲げる者を除く。）二

万七千七百円」を「二万七千二百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項

第四号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に、「（次号に掲げる者を除く。）六千八百円」を「

一万二百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第四条第四項」を

「第四条第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号中「（次

号に掲げる者を除く。）三千二百円」を「五千二百円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第

九号を削り、同項第十号中「（政令第三十六条の七第一項第一号の登録に係るものに限る。）」を削り、

同号を同項第七号とし、同項第十一号中「（政令第三十六条の七第一項第一号の登録に係るものに限

る。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とする。

附則第三項中「第三号」を「第二号」に、「第十三号」を「第十号」に改める。

附則第四項中「第二十条第一項第三号、第十一号及び第十三号」を「第二十条第一項第二号、第八

号及び第十号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認める者に係る授業料及び入

学金については、徴収期限を変更し、又は分割して徴収することができる。

第十一条（見出しを含む。）中「授業料」の下に「及び入学金」を加える。

附則第五項中「並びに令和二年度分の入学金」を削る。

附則第七項の前の見出し中「入学者選抜手数料等」を「入学者選抜手数料」に改め、同項中「並

びに令和二年度分の入学金」を削り、「入学者選抜手数料等」を「入学者選抜手数料」に改める。

附則第八項中「入学者選抜手数料等」を「入学者選抜手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第五項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認める者に係る授業料及び入学金については、徴収期限を変更し、又は分割して徴収することができる。

第十条（見出しを含む。）中「授業料」の下に「及び入学金」を加える。

附則第四項及び第六項中「及び入学金」を「」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項及び二の項中「四、五〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同表四の項中

豚の流行性脳炎

一回につき

六六〇円

を

豚の流行性脳炎

一回につき

六六〇円

に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第二条関係）

| 道路法第三十二条第一項に掲げる工作物 | 道路法第三十二条第一項に掲げる工作物 | | | | 道路法第三十二条第一項に掲げる工作物 | | | | 道路法第三十二条第一項に掲げる工作物 | | | | 第一種電柱 | 第二種電柱 | 第三種電柱 | 第一種電話柱 | 第二種電話柱 | 第三種電話柱 | その他の柱類 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 地下に設ける電線その他の線類 | 路上に設ける変圧器 | 地下に設ける変圧器 | 変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所 | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 広告塔 | 表示面積 一平方メートルにつき一年 | 単位 | 占 用 料 | | | | | |
|--------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|---------|---------|---------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------------|-----------|-----------|-----------------------|---------------|-----|----------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| | 長さ一メートルにつき一年 | 長さ一メートルにつき一年 | 長さ一メートルにつき一年 | 長さ一メートルにつき一年 | 一個につき一年 | 一個につき一年 | 一個につき一年 | 一個につき一年 | 第一級地 | 第二級地 | 第三級地 | 第四級地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 七 | 七 | 七 | 七 | 六五 | 六五 | 六五 | 六五 | 六五〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 七三〇 | 七三〇 | 七三〇 | 七三〇 | 六五 | 六五 | 六五 | 六五 | 六四〇 | 六四〇 | 六四〇 | 六四〇 | 三九〇 | 三九〇 | 三九〇 | 三九〇 | 四、三〇〇 | 第一級地 | 第一級地 | 第二級地 | 第三級地 |
| | 五 | 五 | 五 | 五 | 四六 | 四六 | 四六 | 四六 | 四六〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一五二〇 | 一五二〇 | 一五二〇 | 一五二〇 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 二七〇 | 二七〇 | 二七〇 | 二七〇 | 一、九〇〇 | 第二級地 | 第三級地 | 第四級地 | 第一級地 |
| | 四 | 四 | 四 | 四 | 三八 | 三八 | 三八 | 三八 | 三八〇 | 八三〇 | 八三〇 | 八三〇 | 八三〇 | 四二〇 | 四二〇 | 四二〇 | 四二〇 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三七〇 | 三七〇 | 三七〇 | 三七〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 九六〇 | 第三級地 | 第四級地 | 第一級地 | 第二級地 |
| | 三 | 三 | 三 | 三 | 三四 | 三四 | 三四 | 三四 | 三四〇 | 七四〇 | 七四〇 | 七四〇 | 七四〇 | 三八〇 | 三八〇 | 三八〇 | 三八〇 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三三〇 | 三三〇 | 三三〇 | 三三〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 六七〇 | 第四級地 | 第一級地 | 第二級地 | 第三級地 |

| 道路法第三十二項第一項第三十二條 | 道路法第三十二項第一項第三十二條に掲げる施設 | | | 道路法第三十二項第一項第三十二條に掲げる施設 | | 道路法第三十二項第一項第三十二條に掲げる物件 | | | | | | | | | | その他のもの | | | | |
|----------------------|------------------------|---------|-----------|------------------------|----------------|------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 地下街及び地下室 | 階数が二のもの | 階数が三以上のもの | 階数が一のもの | 階数が二のもの | 外径が一メートル以上のもの | 外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの | 外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの | 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの | 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの | 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの | 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの | 外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの | 外径が〇・七メートル以上〇・七メートル未満のもの | 外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの | | 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの | 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの | 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの | 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの |
| 占用面積 一平方メートルにつき一日 | 同 | | | 同 | | 長さ一メートルにつき一年 | | | | | | | | | | 占用面積 一平方メートルにつき一年 | | | | |
| 四三 | 一、三〇〇 | 一、三〇〇 | 二、一〇〇 | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | 一、三〇〇 | 七八〇 | 三九〇 | 二七〇 | 一六〇 | 二二〇 | 七八 | 五九 | 三九 | 二七 | 二七 | 一九 | 一六 | 一四 | 一、三〇〇 |
| 一九 | 九一〇 | 五六〇 | 九三〇 | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | 九一〇 | 五五〇 | 二七〇 | 一九〇 | 一一〇 | 八二 | 五五 | 四一 | 二七 | 一九 | 一六 | 一四 | 一四 | 一四 | 九一〇 |
| 一〇 | 七六〇 | 二九〇 | 四八〇 | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | 七六〇 | 四五〇 | 二三〇 | 一六〇 | 九一 | 六八 | 四五 | 三四 | 二三 | 一六 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 七六〇 |
| 七 | 六八〇 | 二〇〇 | 三三〇 | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | 六八〇 | 四一〇 | 二〇〇 | 一四〇 | 八一 | 六一 | 四一 | 三〇 | 二〇 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 六八〇 |

| 道路法施行令第七條第六号に掲げる施設 | 道路法施行令第七條第四号に掲げる工事用材料 | 道路法施行令第七條第三号に掲げる施設 | 道路法施行令第七條第二号に掲げる工作物 | 道路法施行令第七條第一号に掲げる物件 | | | | 占用面積 一平方メートルにつき一月 | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇九を乗じて得た額 | Aに〇・〇一を乗じて得た額 |
|---------------------------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|-----------|--------------------------|-----------------------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| | | | | アーチ | 車道を横断するもの | その他のもの | 幕（道路法施行令第七條第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | | | | | |
| トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの | 同 | 同 | 同 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |
| 道路法施行令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同 | 占用面積 一平方メートルにつき一月 | 同 | 占用面積 一平方メートルにつき一月 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |
| 道路法施行令第七條第四号に掲げる工事用材料 | 占用面積 一平方メートルにつき一月 | 同 | 占用面積 一平方メートルにつき一月 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |
| 道路法施行令第七條第三号に掲げる施設 | 同 | 同 | 同 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |
| 道路法施行令第七條第二号に掲げる工作物 | 同 | 同 | 同 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |
| 道路法施行令第七條第一号に掲げる物件 | 同 | 同 | 同 | その他のもの | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 四三〇 | 一九〇 | 九六 | 六八 |

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則
(施行期日)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|
| 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | | 道路法施行令第七号に掲げる施設 | |
| トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | |
| Aに〇・〇一四を乗じて得た額 | | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | | Aに〇・〇一九を乗じて得た額 | | Aに〇・〇二二を乗じて得た額 | | Aに〇・〇二五を乗じて得た額 | | Aに〇・〇二八を乗じて得た額 | | Aに〇・〇三一を乗じて得た額 | |

2 改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の道路占用料等条例第三條第二項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和二年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

6 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

7 自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

8 第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

9 第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第十条第一項中「又は第四種の道路」を「第四級及び第五級を除く。次項において同じ。」又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートルであるもの」に改め、同条第二項中「道路（一）を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートルであるもの（一）に改める。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十四条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十三条中「第八条第一項」の下に「、第十条第一項及び第二項」を加える。

第四十四条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の県道の構造の技術的基準等を定める条例第八条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

土地区画整理事業特別会計条例及び仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

土地区画整理事業特別会計条例及び仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 土地区画整理事業特別会計条例（平成三年宮城県条例第八号）

二 仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例（平成二年宮城県条例第四十一号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理審議会の委員の項を削る。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の項口中「（仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係るものを除く。）」を削る。